

## 川崎市 広告募集説明書（広告掲載契約及び行政財産の目的外使用許可による広告掲出）

募集件名	多摩区役所広告付き消毒液スタンド設置運用事業			
募集の内容	多摩区役所において、広告付き消毒液スタンドを設置し、これを媒体として広告を掲載することにより消毒液スタンドの維持管理を行う事業者を募集します。 設置期間は令和4年(2022年)8月1日から令和6年(2024年)7月31日までとします。 別添「多摩区役所広告付き消毒液スタンド設置運用事業仕様書」のとおり消毒液スタンドを設置し、広告を掲載することができます。広告の掲載を希望する事業者又は広告代理店は、広告掲載申込書(第5号様式)と役員等氏名一覧表及び同意書(第6号様式)により期間内に申し込んでください。市との「広告掲載契約」及び「行政財産の目的外使用許可」を受けて広告を掲出していただきます。			
申請(申込)対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様			
申請(申込)資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。			
申請(申込)方法	この募集に関する申し込みの期間・提出書類は次のとおりです。下記提出書類を書き担当窓口へ持参又は郵送(必着)してください。			
期間	令和4年6月8日(水) から 令和4年6月21日(火) 17時 まで			
提出書類	「広告掲載申込書(様式5)」、「役員等氏名一覧表及び同意書(様式6)」			
選定方法	最も高額の商品料を提示した者を使用者(候補)と選定します。 ※広告事業者(候補)への使用許可については市が審査した後、正式に「使用許可申請書」を提出してもらい、使用許可を決定した上で、使用許可書を交付します。さらに広告料については、市と「広告掲載契約」を締結していただきます。そのため、使用料と広告掲載料を支払っていただきます。 ※ 最高額の商品料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。			
使用(掲載)条件	別紙「広告掲載仕様書(広告媒体資料)」及び「許可条件(案)」、「広告掲載契約書(案)」のとおり。			
使用料(月額・税抜)	約320 ※0.1㎡あたり	円	※別途消費税が 加算されます。	1台あたりの許可面積は奥行346mm×幅460mm以下とします。 参考 仕様書の台数・サイズだった場合、月額2,646円(税込) 使用料とは別に、広告料の納入を行っていただきます。
広告掲載料(月額・税抜)	1,166	円以上	※別途消費税が 加算されます。	
契約保証金	広告料総額の1/10以上の金額※契約期間の満了後、広告設置場所の原状回復を確認してから、設置事業者の請求に基づき利息を付さずに変換します。設置事業者が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。川崎市契約規則第33条の規定に該当すると判断した場合については、契約保証金の納付を免除します。			
使用料及び広告掲載料(共通)	年度当初に1年分を納入していただきます。(年額税込は「月額税抜×12か月×消費税1.1」で出た金額の1円未満を切捨てた額です。) なお、消費税法の改正があった場合は、適用となる消費税率により、消費税相当額を変更します。			
使用期間	令和4年8月1日 から 令和6年7月31日 まで (24か月間)			
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。			
期間	令和4年6月8日(水) から 令和4年6月21日(火) 17時 まで			
方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。			
担当部署	多摩区役所まちづくり推進部総務課			
住所	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775番地1			
電話・FAX	電話	044-935-3123	FAX	044-935-3391
eメール	71soumu@city.kawasaki.jp			

【添付資料】 □ なし ■ あり (仕様書、広告掲載申込書、役員指名一覧及び同意書)

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

## 多摩区役所広告付き消毒液スタンド設置運用事業仕様書

### 1 目的

この仕様書は、多摩区役所において広告付き消毒液スタンドを設置し、これを媒体として広告を掲載することにより消毒液スタンドの維持管理を行う事業を実施するにあたって必要な条件等を定めるものである。

### 2 広告付き消毒液スタンドの設置等

#### (1) 設置場所等

広告付き消毒液スタンドを設置する位置は、表1のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により位置等の変更を行う必要があるときは、川崎市と設置業者との協議により変更できるものとする。

(表1) 設置場所等

設置場所	台数	サイズ
多摩区総合庁舎1階 (別添配置図1参照)	4台	縦 1,360mm×横 346mm×幅 460mm 程度
多摩区総合庁舎地下2階 (別添配置図2参照)	1台	縦 1,360mm×横 346mm×幅 460mm 程度

#### (2) 消毒液の仕様等

消毒液の仕様等は、表2のとおりとする。

(表2)

消毒液	医薬品及び医薬部外品(指定医薬部外品等を含む)、アルコール商品の場合、アルコール濃度60%以上の消毒液
初回納品セット	ノズル付き本体(800ml) 6本
	付替え(800ml) 6本
追加納品セット	付替え(800ml) 6本

#### (3) 設置・撤去

##### ア 設置方法

広告付き消毒液スタンドは、次の対策を講じた上で所定の位置に設置すること。

##### (ア) 転倒防止

広告付き消毒液スタンドの設置に当たっては、転倒などによる事故防止のために必要な安全対策を講じること。

(イ) 施設利用

施設利用者等の妨げとならないよう十分に配慮し、施設管理者の指示があった場合は、その指示に従うこと。

イ 撤去

設置期間が終了した時、又は、契約を解除した時は、広告付き消毒液スタンドを撤去し、原状回復を行うこと。

ウ 費用負担

広告付き消毒液スタンドの設置、移設及び撤去に関する工事、転倒防止並びに安全対策に要する一切の費用は、設置事業者の負担とすること。

### 3 規格等

設置する広告付き消毒液スタンドは、次の各号の全てを満たす規格とすること。

(1) デザイン

ア 設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとすること。

イ 文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障害者に配慮するため、川崎市HPで公表している「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」に適合すること。

(URL:<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-3-4-0-0-0-0-0-0-0.html>)

(2) その他

広告付き消毒液スタンドに関する問合せ等に対応するため、消毒液スタンドに設置事業者の連絡先を明記すること。

### 4 広告の掲載

(1) 広告枠の設置

設置事業者は、広告付き消毒液スタンドに適正な枠数と広告料金を設定し、広告事業から収入を得ることができるものとする。

(2) 広告内容

ア 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載できないものとする。

イ 広告募集に当たり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。

ウ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負うこと。

## 5 運用業務

- (1) 広告付き消毒液スタンドに関する問合せやトラブル・苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。
- (2) 広告付き消毒液スタンドのメンテナンス及び清掃を定期的に行い、破損・汚損等がある場合は、その都度補修等の対応を行うこと。
- (3) 広告付き消毒液スタンドの維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とすること。
- (4) 消毒液は設置事業者の責任と負担において、川崎市に提供されるものとする。
- (5) 設置事業者は、別に定める消毒液の納入本数を川崎市に提供する。
- (6) 消毒液の追加納品は3か月に一度とする。

## 6 その他

### (1) トラブル対応等

設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。

### (2) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と設置事業者がその都度協議して定めるものとする。

別添配置図 1



保険年金課出入口(1台)

出入口(1台)

図書館階段前(1台)

別添配置図 2

地下2階駐車場エレベーター前(1台)

